

株 主 各 位

第10期定時株主総会招集ご通知に際しての 交付書面への記載を省略した事項

- ・ 事業報告
業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
- ・ 計算書類
株主資本等変動計算書
個別注記表

本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、上記の事項につきましては、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

株式会社ジグザグ

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社の業務の適正を確保するための体制整備に関する基本方針(「内部統制システムに関する基本方針」)の取締役会決議の内容の概要は以下のとおりです。(最終改定 2022年6月1日)

1 取締役及び従業員の職務執行が法令及び定款を遵守するための体制

- ・当社は、「取締役会規程」、「組織規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」等のコンプライアンス体制に関する諸規程を定め、かつ、諸規程に従った取締役及び従業員の役割と権限を明確化すべく、コンプライアンス体制の整備、維持及び実行を図る。
- ・当社は、コンプライアンス体制を徹底するため、「内部監査規程」を定め、内部監査統括部署である内部監査室を設置し、取締役及び従業員の活動が、法令、定款、社内規程に適合しているか監察する。
- ・取締役及び従業員は、当社における法令違反その他コンプライアンス違反に関する事実を発見したとき、又はコンプライアンス違反の疑いのある事実を発見したときは、直ちに監査役又は内部監査室に対し報告する。内部監査室長は、監査役及び取締役に対し報告する。
- ・監査役は、当社のコンプライアンス体制に問題や改善の必要があると認めるときは、取締役会において意見を述べると共に、是正措置及び再発防止策の策定、実行を求めることができる。

2 取締役の職務執行に関する情報の保存及び管理に関する体制

当社は、「文書管理規程」に基づき、取締役の職務執行に関する情報を文書又は電磁的記録媒体に記録し、その記録媒体の性質等に応じて適切な保存、管理を行う。

3 リスク管理に関する体制

- ・内部監査室は、当社の経営を取り巻く様々なリスクに対して的確な管理・実践を行うべく「リスク管理規程」を定め、取締役及び従業員に周知徹底する。
- ・当社の経営又は事業活動に重大な影響を与える全社的なリスクを最小限に抑えるべく、リスクを総合的に認識・評価・管理する組織体として、代表取締役を責任者とする「リスク管理委員会」を設置する。
- ・内部監査室長は、「内部監査規程」に基づく内部監査を通じて、当社の各部門のリスク

管理状況を確認する。

- ・法令、諸規程に反する行為等を早期に発見し是正すべく、「内部通報規程」を運用する。

4 取締役の職務執行の効率化を図るための体制

- ・当社は、取締役の職務執行の効率化を図るための体制として、取締役会を原則として月1回開催する他、必要に応じて臨時開催し、経営の基本方針、事業活動に関する重要事項を決定する。
- ・取締役会は、経営計画及び各事業年度の予算を決定し、各部門がその目標達成のための具体案を立案、実行する。

5 監査役の職務の補助者に関する体制及び補助者の取締役からの独立性に関する体制

- ・当社は、監査役から監査職務を補助する従業員を置くことを求められた場合は、監査役補助者を任命する。
- ・監査役補助者は、その業務執行に際し、取締役の指揮命令を受けず、監査役の指揮命令の下で職務を遂行し、補助使用人の異動・評価等については監査役の同意を要する。

6 監査役に対する報告に関する体制及び実効的監査に関する体制

- ・取締役及び従業員は、当社の業務に影響を及ぼす重要事項について、監査役に対し報告する。
- ・監査役は、必要に応じて、取締役及び従業員に対し、内部監査の実施状況、リスク管理状況、コンプライアンス状況、内部通報制度で通報された事案の内容等の業務に関する報告を求めることができる。
- ・監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処置については、適時適切に行う。
- ・監査役は、必要に応じて、代表取締役及び内部監査室と意見交換を行うことができる。
- ・監査役は、取締役会以外の重要な会議にも出席することができる。
- ・当社は、監査役が法律・会計等の専門家から監査業務に関する助言を受ける機会を保障する。

7 取締役及び従業員に対する不利益な取り扱いを禁止する体制

当社は、前号の報告を行った取締役及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを行うことを禁止する。

8 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性確保のため、代表取締役を筆頭として、財務報告の適正を確保するため、全社的な統制活動及び各業務プロセスの統制活動を強化し、その運用体制を構築する。

9 反社会的勢力との取引排除に関する体制

当社は、反社会的勢力との取引排除に向けて社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断すると共に、これら反社会的勢力に対しては、関係行政機関や顧問弁護士等と緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

上記の業務の適正を確保するための体制（内部統制システムに関する基本方針）の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

当事業年度は取締役会を21回開催し、法令又は定款に定められた事項及び経営上の重要な事項の決議等を行うとともに、各取締役の職務執行の監督を行いました。

当事業年度は監査役会を17回開催し、監査方針等の策定を行うとともに、監査結果等についての意見交換を行っております。監査役3名は全て社外監査役であり、取締役会及びその他の重要な会議に出席すること等により、意思決定の過程及び職務の執行状況を把握、監視するとともに、代表取締役、内部監査室及び会計監査人と定期的な意見交換を実施しております。

内部監査については、内部監査室が監査計画を策定の上、業務全般に関して法令、定款及び社内規程等の遵守状況や職務執行の手続の妥当性等について内部監査を実施し、その結果を代表取締役及び監査役に報告しております。

反社会的勢力との取引排除については、「反社会的勢力対応規程」に基づき、新規取引開始時に当該取引先が反社会的勢力との関わりがないか調査を実施し、取引排除を徹底しております。また、継続取引先についても定期的に同様の調査を実施しております。

株主資本等変動計算書

(2024年6月1日から
2025年5月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金	利益剰余金 合計	
				繰 越 利 益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	90,000	230,284	230,284	△68,672	△68,672	251,611
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行	308,430	308,430	308,430			616,860
当 期 純 利 益				245,706	245,706	245,706
当 期 変 動 額 合 計	308,430	308,430	308,430	245,706	245,706	862,566
当 期 末 残 高	398,430	538,714	538,714	177,034	177,034	1,114,178

	新株予約権	純資産合計
当 期 首 残 高	170	251,782
当 期 変 動 額		
新 株 の 発 行		616,860
当 期 純 利 益		245,706
当 期 変 動 額 合 計	—	862,566
当 期 末 残 高	170	1,114,348

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

①商品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

②貯蔵品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

工具、器具及び備品 3年～4年

(3) 繰延資産の処理方法

株式交付費

株式交付費は、支出時に全額費用処理しております。

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社は主として、インターネット上で海外在住の個人カスタマーに対して購入代行サービスを運営しており、カスタマーと締結した規約等にもとづいて購入代行サービス等を履行する義務を負っております。当履行義務は、当社が商品をカスタマーからの依頼に基づき購入代行及び発送手続を行い、輸送業者に引き渡すまでであり、引き渡し時点で収益を計上しております。

当社が代理人として商品の販売に関与している収益については純額で収益を認識しております。

なお、顧客から前受金の支払を受ける場合、契約負債が計上されます。

(6) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 49,921千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

将来減算一時差異に対して、将来の収益力及びタックスプランニングに基づく課税所得の見積りに基づき、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

② 主要な仮定

将来の収益力に基づく課税所得の見積りは将来の事業計画を基礎としており、当該事業計画の主要な仮定は、過年度の実績や市場傾向等であります。

③ 翌年度の計算書類に与える影響

繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした仮定に変更が生じた場合、翌事業年度の計算書類において繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に影響を与える可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 2,585千円

(2) 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。

この契約に基づく事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額	50,000千円
借入実行残高	一千円
差引額	50,000千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 2,407,440株

(2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

期末に保有する自己株式はございません。

- (3) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式

204,405株

5. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しており、また、資金調達については主に金融機関からの借入及び株式発行により調達しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

現金及び預金は、主に普通預金であり、預入先の信用リスクに晒されておりますが、預入先は信用度の高い銀行であります。

売掛金、預け金については、顧客の信用リスクに晒されておりますが、当該リスクに関しては、残高管理を実施することでリスクの低減に努めております。

未収消費税等はすべて1年以内の回収期日であります。

差入保証金は取引先に対する営業保証金及び建物等の賃貸借契約における敷金であり、取引先及び賃貸先の信用リスクに晒されておりますが、定期的に主要先のモニタリングを行い、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

営業債務である買掛金、未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、資金繰り計画を作成する等の方法により管理しております。

未払法人税等は、1年以内の支払期日であります。

- (2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年5月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
① 長期借入金（※2）	26,252千円	25,976千円	△275千円

- （※1）「現金及び預金」、「売掛金」、「未収消費税等」、「預け金」、「買掛金」、「未払金」及び「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

- （※2）長期借入金は1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

- (※3) 差入保証金は上表には含まれておりません。差入保証金は取引先に対する営業保証金100,994千円及び建物等の賃貸借契約における敷金400千円（差入保証金合計101,394千円）であり、営業保証金については時価が帳簿価額に近似しているものと想定されること、敷金については重要性が乏しいことから時価の算定の対象外としております。

当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
差入保証金	101,394

- (注) 1.金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,463,296	—	—	—
売掛金	7,789	—	—	—
未収消費税等	247,253	—	—	—
預け金	139,878	—	—	—
合計	1,858,216	—	—	—

差入保証金については、返還期日を明確に把握できないため、償還予定額には含めておりません。

- (注) 2.長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	13,032	9,118	4,102	—	—	—
合計	13,032	9,118	4,102	—	—	—

- (3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって貸借対照表計上額としない金融負債

区 分	時 価			合 計
	レ ベ ル 1	レ ベ ル 2	レ ベ ル 3	
長 期 借 入 金	－	25,976千円	－	25,976千円

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期借入金

元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳

繰延税金資産

棚卸資産評価損	898千円
貸倒引当金	257千円
貸倒損失	801千円
減価償却超過額	39,820千円
未確定債務	580千円
未払事業税	7,318千円
その他	1,046千円
繰延税金資産小計	50,723千円
評価性引当額	△801千円
繰延税金資産合計	49,921千円
繰延税金資産の純額	49,921千円

7. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は越境ECプラットフォーム事業を営む単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益、キャッシュ・フローの性質から収益を分解した情報の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「個別注記表 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(5) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

(単位：千円)

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	8,294
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	7,789
契約負債（期首残高）	370,842
契約負債（期末残高）	401,671

貸借対照表において、顧客との契約から生じた債権は「売掛金」に含まれております。

契約負債は、主に海外カスタマー向け購入支援サービスのWorldShopping利用者より、商品の購入代行を行うために受け取った前受金であります。

当該前受金は収益の認識に伴い取り崩されます。期首現在の契約負債残高は370,842千円であり、当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債に含まれていた金額は370,842千円であります。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの純資産額 462円81銭

(2) 1株当たりの当期純利益 121円11銭

当社は、2024年8月29日付で普通株式1株につき普通株式15株の割合で株式分割を行っております。

当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たりの純資産額及び1株当たりの当期純利益を算定しております。

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。